

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中一五日を本刑に算入する。

理 由

弁護人長野源信の上告趣意第一点は、憲法三八条三項違反を主張するが、原判決が是認した第一審判決は、被告人の公判廷の自白を証拠としているのであつて、判決裁判所の公判廷における自白が同条項にいわゆる「本人の自白」に含まれないことは、当裁判所大法廷判決（昭和二三年（れ）第一六八号同年七月二九日、集二巻九号一〇一二頁。昭和二六年（れ）第二四九五号同二七年六月二五日、集六巻六号八〇六頁）の明らかにするところであるから、所論は理由がない。同第二点は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、同条の上告理由にあたらない。よつて、同法四〇八条、一八一条一項但書、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四四年一〇月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	松	田	二	郎
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一郎